

# 国立大学法人東京医科歯科大学競争的研究費からの 人件費支出で確保される財源の活用方針

〔 令和4年12月26日 〕  
制 定

国立大学法人東京医科歯科大学（以下、「大学」という。）は、競争的研究費の直接経費から研究代表者の人件費支出により確保された財源について、活用方針を下記のとおり定める。

## （目標）

大学は、研究者が意欲的に研究に挑戦できるよう処遇の改善を図る。

## （使途）

大学は、財源を以下の使途で活用する。

- ・ 直接経費から人件費を支出した研究代表者（PI）及び研究分担者の処遇の改善等

## （留意事項）

大学は、直接経費への人件費計上を強制せず、PIの希望によるものとする。

大学は、活用した実績を大学ホームページ等において公表するものとする。

大学は、研究力向上のための施策を実施し、研究者の処遇改善等に努めることとする。

## （雑則）

この活用方針に定めるもののほか、必要な事項は、国立大学法人東京医科歯科大学における競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）等の人件費の支出に係る取扱い要項に定める。

## 附 則

この内規は、令和4年12月26日から施行する。